

2025 年 10 月 1 日

ご就業中の皆様へ

〒107-0052 東京都港区赤坂 3-8-15
THE AKASAKA 4F
株式会社アクトエンジニアリング
管理部総務課

就業規則改訂のお知らせ

日々の業務お疲れ様です。皆様におかれましては、配属先の部署にて日々の業務に精励されていることと存じます。

さて標記の件、各就業規則を 2025 年 10 月 1 日付にて改訂いたしましたので、お知らせいたします。派遣社員の皆様に関する就業規則のうち、大きく改訂される内容は以下となりますのでご確認願います。

【改訂内容】

育児・介護休業法（柔軟な働き方を実現するための措置の追加）

対象者:3 歳から小学校就学前の子どもを養育する就業中の派遣社員

目 的:派遣社員の皆様が働きながら子育てを容易にすること。保育園への送迎など、育児に関する幅広い用途で利用できます。

選択式:対象者は以下 2 つの項目よりいずれか 1 つを選択し会社へ申請いただきます。

① 養育両立支援休暇

取得日数:年間 10 日を取得でき、子の人数にかかわらず一律。

取得単位:原則として時間単位での取得が可能。

給与支払:無給となります。

② 短時間勤務(所定労働時間 6 時間/日)

勤務時間:午前 9 時から午後 4 時等、業務に支障のない範囲で設定できます。

その他:以下の派遣社員は今回の措置をご利用いただけません。

① 日雇契約の社員

② 1 日の所定労働時間が6時間未満である派遣社員

③ 労使協定によって除外された次の派遣社員

(1)入社1年未満の派遣社員

(2)1週間の所定労働日数が2日以下の派遣社員

(3)業務の性質又は業務の実施体制に照らして所定労働時間の短縮措置を講ずることが困難と認められる業務として別に定める業務に従事する派遣社員

裏面あり

【就業規則掲載場所】

派遣社員就業規則:P43、育児・介護等休業規程 第18条の3

無期雇用派遣社員就業規則:P44、育児・介護等休業規程 第18条の3

※委細については当社ホームページ内、「登録スタッフ専用ページ MYページログイン」の各就業規則にてご確認ください。(ユーザー名:acteng パスワード:st2642)

【利用の際のご注意】

- ・『養育両立支援休暇』および『短時間勤務』はいずれかを選択いただく必要があり、併用はできません。また事前申請が必要であるため、事後の申告はお受け出来ません。
- ・今回の措置を利用の際、会社側が予め3歳から小学校入学前の子どもを養育していることが確認出来ない場合は、その旨を証明する書類の提出をお願いする場合がございます。
- ・短時間勤務を希望する際、契約期間中の場合は、就業時間の決定など派遣先企業側との調整が必要となるため、その契約期間満了後以降の利用をお願いする場合がございます。また、契約期間中に短時間勤務を利用する場合に於いても、短時間勤務を記した再契約を行う必要がございます。

以上